

## 日野町公式キャラクターしいたんのデザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日野町に著作権が帰属する日野町公式キャラクターしいたんのデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 しいたんのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ『「しいたん」デザイン使用（新規・変更）届出書』に必要な書類を添付して、町長に届け出なければならない。

(使用の中止)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を中止させることができる。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 日野町の公式キャラクターとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 届け出た使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 使用条件に違反して使用されるおそれのある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (8) その他使用することが不適切と認められる場合

2 上記の場合、町長は、配布等を行った物件を回収することなど必要な措置を講ずるよう求めることができる。なお、回収等にかかる費用は、届出者が負担する。

(使用方法)

第4条 しいたんのデザインを使用する際は、次の事項を遵守すること。

- (1) しいたんをモチーフとしたデザイン、カラーをもととして使用すること
- (2) 届け出た用途に従って使用すること
- (3) しいたんが日野町の公式キャラクターであることを表記する
- (4) そのほか使用に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する

(使用料)

第5条 原則として使用料は徴収しない。

(変更の届出)

第6条 しいたんのデザインの使用届出をした者が、デザイン等届出内容について変更しようとするときは、あらかじめ『「しいたん」デザイン使用（新規・変更）届出書』により届け出ること

(損失補填等の責任)

第7条 町は、当該届出案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、しいたんのデザインの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年12月24日から施行する。